

義務となる危険物施設	貯蔵し、又は取扱う危険物の数量
製造所	指定数量の倍数が10倍以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150倍以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200倍以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100倍以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10倍以上及び地下タンクを有するもの
<p>(備考)次の危険物施設は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めているもの ○ 火薬取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めているもの ○ 指定数量の倍数が30以下でかつ、引火点が40℃以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所(地下タンクを有するものを除く。) ○ 移送取扱所のうち配管の延長が15mを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7m以上15m以下のもの。 	